

介護保険に関する

お知らせ

介護保険課

TEL 229-3149

FAX 229-3334

介護保険料の納入通知書を発送

令和8年度の介護保険料は、7月中旬に送付する納入通知書によりお知らせします。なお、65歳以上の人の介護保険料(年額)は、今年度の市民税課税状況や合計所得金額などにより、13段階に分かれています。詳しくは納入通知書、または市ウェブサイトをご覧ください。

介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようにご理解をお願いします。



特別徴収の仮徴収額を調整

4月・6月・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等になるように、8月の特別徴収(年金から差し引く保険料)を調整します。これにより8月の保険料額が、通知済みの額と異なる場合があります。



食費・部屋代の負担軽減 (介護保険負担限度額)

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人の自己負担になります。所定の要件を満たしている人(下図参照)は、申請により軽減されます。詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。 ※一定額以上の預貯金などの資産を持っている人は対象外



申請に必要なもの

- 負担限度額認定申請書
- 同意書
- 預貯金通帳の写しや有価証券の評価概算額が分かるものの写し(配偶者分も含む)

預金通帳の写しの注意点

- 直近2カ月分の取引内容を記帳してから写しを取る
- 複数の口座をお持ちの場合は、全ての通帳の写しが必要
- 総合口座の場合、定期預金の利用がなくても定期預金部分の写しが必要
- 通帳を紛失して再発行した場合は取引履歴などが確認できる書類が必要



食費・部屋代の負担軽減対象者判定の流れ

